
第19期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心3-2
THE MARK GRAND HOTEL
4階 THE MARK ROOM

会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠改定の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 エイチワン

証券コード：5989



株 主 各 位

証券コード 5989

2025年6月10日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地5

株式会社 エイチワン

代表取締役社長執行役員 真 弓 世 紀

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.h1-co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【「ネットで招集」ウェブサイト】

<https://s.srdb.jp/5989/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「エイチワン」又は「コード」に当社証券コード「5989」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください）

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月24日（火曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	埼玉県さいたま市中央区新都心3-2 THE MARK GRAND HOTEL 4階 THE MARK ROOM （会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 目的事項	報告事項 1. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠改定の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使のご案内	3～4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
5 招集にあたっての決定事項	(1) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。 (2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。 (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。 (4) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

- 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - ② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会の模様の一部は、後日、動画配信を行う予定です。動画の撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとなりますが、会場後方から撮影を行うため、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限までに到着するようご返送**ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時入力完了分まで

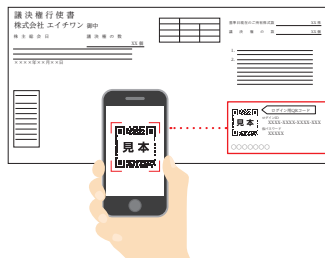
- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **37円**

及びその総額

配当総額 **1,050,464,262円**

剰余金の配当が効力を生じる日

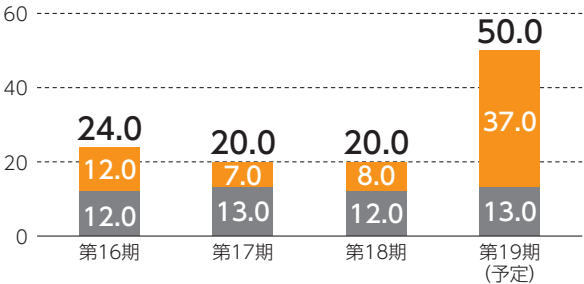
2025年6月26日

(ご参考)

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



配当方針

当社は、株主の皆様に対する持続的な利益還元を経営上の重要な政策と位置付けております。親会社所有者帰属持分当期利益率の向上に努めるとともに、今後の事業展開及び設備投資等を勘案したうえで、株主の皆様へ長期にわたり、安定的に業績に応じた成果の配分を実施することを基本方針とし、連結配当性向は30%への累進的な引き上げを目指してまいります。

第2号議案

取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

【取締役候補者一覧】

候補者 番 号	氏 名	当社における 現在の地位	担当又は重要な兼職のうち 主なもの	候補者の属性	取締役会 出席状況
1	真 弓 世 紀	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	事業統括本部 本部長 (兼) 北米事業本部 本部長	再 任	10回/10回
2	奥 田 正 道	取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	事業統括本部 経営企画担当 (兼) 中国事業本部 本部長	再 任	10回/10回
3	丸 山 恵 一 郎	取 締 役	名川・岡村法律事務所 副所長 学校法人東京音楽大学 理事長	再 任 社 外 独 立	12回/12回
4	戸 所 邦 弘	取 締 役	富士倉庫運輸(株) 取締役会長	再 任 社 外 独 立	12回/12回
5	山 田 彰 子	—		新 任 社 外 独 立	—

(注) 真弓世紀氏及び奥田正道氏は、2024年6月26日開催の第18期定時株主総会において選任されたため、取締役会への出席状況は同日以降のものであります。

新 任

新任取締役候補者

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1 ま ゆみ せい き
真 弓 世 紀

(1967年10月26日生)

所有する当社株式の数…………… 9千株
取締役会出席状況…………… 10回/10回
取締役在任期間…………… 1年



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	(株)ヒラタ 入社	2024年4月	当社 社長執行役員
2009年6月	UYT Limited 副社長		(兼) 事業統括本部 本部長 (現任)
2015年6月	(株)エイチワン 執行役員	2024年6月	当社 代表取締役社長執行役員 (現任)
	経営企画室 室長	2025年4月	北米事業本部 本部長 (現任)
2018年4月	KTH Parts Industries, Inc. 副社長		
2023年4月	当社 上席執行役員		
	社長付		

取締役候補者とする理由

真弓世紀氏は、生産、開発、海外事業、経営企画などに携わった豊富な経験を有し、欧州・米国の事業拠点の経営に長く携わるなどグローバルでの事業運営に関する高度な見識を有しております。当社の代表取締役に就任以降は、その経験と知見を活かし強力なリーダーシップを発揮しながら、当社グループの価値向上に結びつく事業戦略を先頭に立って統括しております。

今後も、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

(注) 真弓世紀氏は、2024年6月26日開催の第18期定時株主総会において選任されたため、取締役会への出席状況は同日以降のものであります。

候補者番号

2 おく だ まさ みち
奥 田 正 道

(1965年4月3日生)

所有する当社株式の数…………… 10千株
取締役会出席状況…………… 10回/10回
取締役在任期間…………… 1年



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年3月	平田プレス工業(株) 入社	2024年4月	当社 常務執行役員
2007年10月	(株)エイチワン海外事業部 部長		事業統括本部 経営企画・情報システム・
2011年4月	営業企画部 部長		経理担当
2012年10月	営業一部 部長	2024年6月	当社 取締役常務執行役員
2016年2月	武漢愛機汽车配件有限公司 総経理	2025年4月	当社 取締役副社長執行役員 (現任)
2020年4月	当社 執行役員		事業統括本部 経営企画担当
2023年4月	経営企画室 室長		(兼) 中国事業本部 本部長 (現任)
	(兼) デジタル改革推進グループ グループ長		

取締役候補者とする理由

奥田正道氏は、営業部門の責任者として従事した後、中国の事業拠点の経営に長く携わり、自動車部品の付加価値向上や新規顧客獲得に向けた様々な取組みを実現し、売上拡大に貢献してまいりました。現在は経営企画及び中国事業を統括する責任者として、当社グループの業容拡大に結びつく事業戦略を先頭に立って推進するなど、豊富な経験と高度な見識を有しております。

今後も、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

(注) 奥田正道氏は、2024年6月26日開催の第18期定時株主総会において選任されたため、取締役会への出席状況は同日以降のものであります。

候補者番号

3 まる やま けい いち ろう
丸 山 恵一郎

(1963年11月27日生)

所有する当社株式の数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 12回/12回
取締役在任期間…………… 11年



再 任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月	弁護士登録（東京弁護士会）	2010年7月	学校法人城北埼玉学園 理事（現任）
1998年4月	名川・岡村法律事務所 入所	2014年6月	㈱エイチワン 社外取締役（現任）
2001年1月	同所 副所長（現任）	2016年6月	戸田建設㈱ 社外監査役
2009年5月	学校法人東京音楽大学 理事	2021年4月	学校法人東京音楽大学 理事長（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

丸山恵一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、弁護士としての専門的な見地から発言をいただき、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として広範かつ高度な視野を備え、また、企業統治に精通し、社外取締役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する考え

丸山恵一郎氏が副所長を務める名川・岡村法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、2025年3月期において当社が支払った報酬額は、同所の売上高の1%未満、かつ、当社の連結売上収益の1%未満です。

同氏の重要な兼職先である学校法人東京音楽大学と当社との間に、取引等の関係はありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

(注) 当社は丸山恵一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

4 と どころ くに ひろ 戸 所 邦 弘

(1954年5月29日生)

所有する当社株式の数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 12回/12回
取締役在任期間…………… 9年



再 任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	(株)埼玉銀行（現：(株)埼玉りそな銀行）入行	2016年6月	(株)エイチワン 社外取締役（現任）
2009年6月	(株)埼玉りそな銀行 代表取締役副社長	2019年6月	埼玉経済同友会 代表幹事（現任）
2013年6月	ジェイアンドエス保険サービス(株) 代表取締役社長	2020年6月	富士倉庫運輸(株) 代表取締役会長
		2021年4月	同社 代表取締役会長（兼）社長
2015年6月	富士倉庫運輸(株) 代表取締役社長	2023年6月	同社 取締役会長（現任）
		2025年6月	埼玉経済同友会 特別幹事（就任予定）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

戸所邦弘氏は、金融機関や複数の事業会社の経営に携わってまいりました。当社の社外取締役に就任されてからは、当社取締役会においても、その豊富な経験と高い見識に基づき当社グループ経営に対して積極的な提言と助言をいただいております。

今後も、当社グループの業務執行に対し、経営経験者としての専門的な見地から発言をいただき、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

独立性に関する考え

戸所邦弘氏が取締役会長を務める富士倉庫運輸(株)と当社との間には、物品の保管及び寄託等に関する取引関係がありますが、2025年3月期における取引額は、0百万円であります。

同氏は当社の借入先である(株)埼玉りそな銀行の元代表取締役副社長ですが、同氏が同行の取締役を退任されてからすでに12年以上が経過しております。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。

(注) 当社は戸所邦弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5 やま だ あき こ
山 田 彰 子

(1967年7月16日生)

所有する当社株式の数…………… 一株
取締役会出席状況…………… 一回
取締役在任期間…………… 一年



新 任

社外取締役候補者

独立役員届出予定

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	東日本旅客鉄道(株) 入社	2016年7月	東日本旅客鉄道(株)本社
2007年7月	同社本社 運輸車両部 戦略計画グループ 課長		運輸車両部 ビジネス戦略 次長
2012年4月	(株)総合車両製作所 経営企画部 部長	2020年6月	(株)総合車両製作所 取締役
	(兼) 経営改革推進室 室長		海外事業本部 本部長

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

山田彰子氏は、複数の事業会社において要職を歴任してまいりました。その経歴を通じ、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。同氏が取締役役に就任された後は、当社グループの業務執行に対し、経営経験者としての専門的な見地から発言をいただき、独立かつ公正な立場から監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

独立性に関する考え

山田彰子氏が2024年6月まで取締役を務めていた(株)総合車両製作所と当社との間に、取引等の関係はありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

(注) 山田彰子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

【上記5名の各候補者に共通する注記】

- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、役員持株会名義で所有する持分株式数を含めております。
- 各取締役候補者の取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
- 当社は、各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。
- 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

各取締役候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。

第3号議案

取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬上限額は、1991年6月26日開催の株式会社ヒラタ（当時）第63回定時株主総会において、年間総額200百万円以内とご承認をいただき現在に至っております。

また、当社の監査役の報酬上限額は、1991年6月26日開催の株式会社ヒラタ（当時）第63回定時株主総会において、年間総額40百万円以内とご承認をいただき現在に至っております。

今般、その後の経営環境の変化を勘案し、経営方針『Change 2027』に掲げる戦略の実現に当社の取締役が意欲高く取り組み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する実効的な報酬制度とする目的から、取締役の報酬上限額を年間総額450百万円以内（うち社外取締役分は年間総額48百万円以内）に改定いたしたく存じます。

また、経営方針『Change 2027』のもと事業規模の拡大を目指す中、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて監査役の責務が今後さらに増大することを考慮して、監査役の報酬上限額を年間総額60百万円以内に改定いたしたく存じます。

なお、取締役の報酬上限額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

本議案は、事業報告に記載しております取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を踏まえ、その構成員の過半数を独立社外取締役としている指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会において決議されていること、及び監査役の報酬額改定については監査役会の事前確認も経ていることから、相当であると判断しております。

なお、現時点において、取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。また、本議案で提案させていただく報酬の支給対象となる監査役は、現在の監査役3名（うち社外監査役2名）であり、本総会終了後も変更ございません。

第4号議案

取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月22日開催の第10期定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び上席執行役員以上の執行役員（以下「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2021年6月23日開催の第15期定時株主総会において取締役等に対する株式報酬に係る報酬枠再設定についてご承認いただき、今日に至っております。

本制度は、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識をより高めることを目的としております。今般、当該意識をより一層高めるために、取締役等の報酬全体に占める株式報酬の割合を引き上げるべく、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を引き上げるとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度に係る報酬の額の具体的な算定方法を定めることとすること（以下「本変更」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。なお、これら以外の本制度の事項につきましては、変更ございません。

本変更は、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。また、当社の指名・報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本変更は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、第3号議案としてお諮りする取締役の報酬額等（年額450百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は2名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

主な変更点には下線を付しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役（社外取締役を除きます。）及び上席執行役員以上の執行役員とします。なお、監査役は、本制度の対象外とします。

(3) 信託期間

2016年8月から信託が終了するまでとします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、140百万円の金銭を本信託に拠出し、本信託を設定いたしました。また、2019年11月に115百万円の金銭を、2022年11月に130百万円の金銭を、それぞれ拠出しております。

これらの対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として各対象期間に、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）に定めるとおり1事業年度当たり146,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は438,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、取締役等の職務内容や責任等に応じて付与する役位別のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、146,000ポイント（うち、取締役分69,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数690個の発行済株式総数に係る議決権数283,704個（2025年3月31日現在）に対する割合は約0.24%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（ただし、当該係数は1.0を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイント数を、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合又は一定の義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

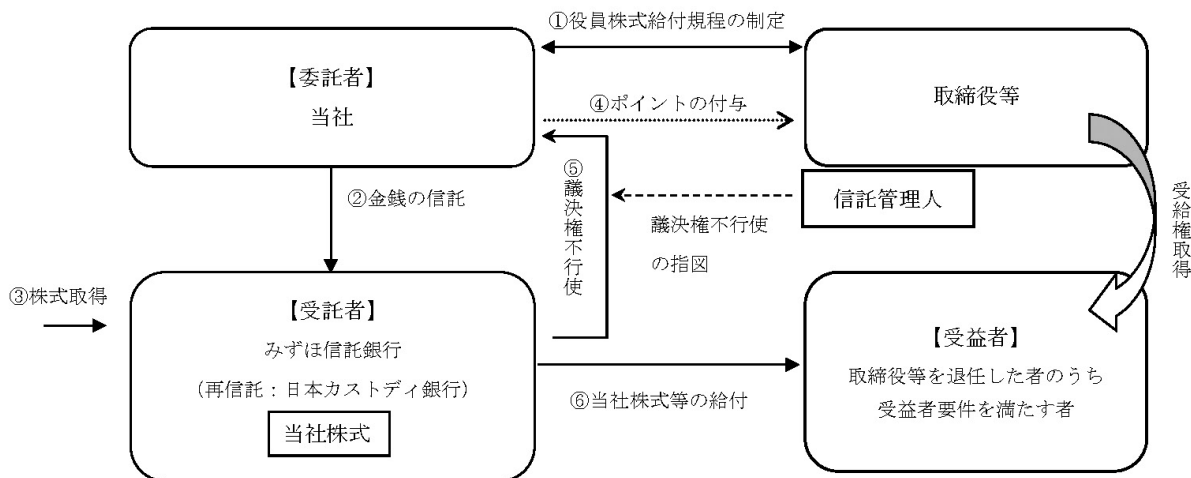
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

飯島宏之 (1974年10月27日生) 所有する当社株式の数…………… 一株

略歴及び重要な兼職の状況

1997年4月 (株)プラザフリエイト 入社
2002年10月 飯島税理士事務所 入所 (現任)
2007年4月 税理士登録

補欠の社外監査役候補者とする理由

飯島宏之氏は、税理士として活躍されており、監査役に就任された場合には税理士として培われた専門的な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として広範かつ高度な視野を備え、社外監査役としての十分な見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する考え

飯島宏之氏の重要な兼職先である飯島税理士事務所と当社との間に取引等の関係はなく、また顧問契約締結等の関係にもありません。

以上の理由から、当社は、同氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、同氏が監査役に就任された場合には、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 飯島宏之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯島宏之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。
- 飯島宏之氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考)

取締役及び監査役の報酬等

1. 報酬体系

本総会にご提案いたしております第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役及び監査役の報酬等の体系は、次のとおりとなります。

(変更点には下線を付しております)

報酬の種類	基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (金銭報酬)	中長期インセンティブ報酬 (株式報酬)
支給対象	社内取締役 社外取締役 監査役	社内取締役 — —	社内取締役 — —
上限額等	・取締役 年額450百万円以内 (うち、社外取締役分 年額48百万円以内) ・監査役 年額 <u>60百万円以内</u>		<u>1事業年度あたり 69,000ポイント</u> (上席執行役員以上の執行役員を含む、 本制度の対象者全体では146,000ポイント)
報酬の内容	・株主総会で決議された上限額の範囲内において、具体的な配分は役員報酬規程に基づき計算のうえ指名・報酬委員会において決定します。 ・臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合は、指名・報酬委員会にて協議のうえ取締役会にて決定します。		・役員株式給付規程に従って対象者にポイントを付与。取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
支給時期	毎月		原則として退任時

- (注) 1. 社内取締役の年間報酬に占める上記3つの報酬の割合は、役位別に定めており、役位が高いほど業績連動報酬の割合が高くなるように設計しております。
2. 具体的な報酬水準は、民間専門機関の役員報酬サーベ이를参考に設定しております。

2. 業績連動報酬

本総会にご提案いたしております第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合には、上記取締役及び監査役の報酬等の体系のうち、業績連動報酬を次のとおり変更する予定であります。

(変更点には下線を付しております)

(業績連動報酬の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等)

当社の「業績連動報酬」は、役位別の業績連動報酬基準額に、業績係数を乗じて算出します。

業績連動報酬
(金銭報酬)

=

役位別の
業績連動報酬基準額

×

業績係数

- ・「役位別の業績連動報酬基準額」は、役員報酬規程に定める報酬テーブルに基づき、役位に従って額が一律に決定されます。

- ・「業績係数」は、前事業年度の業績等に基づき、次の4つの要素から決定されます。

業績係数	=	① 会社業績係数 1	×	② 会社業績係数 2	×	③ 資本効率係数	×	④ 個人評価係数
(基礎とする指標)		連結営業利益額 (絶対額)		連結営業利益額 (期初対算計画値比)		連結ROIC		—
(評価の観点)		成長性		計画の達成度		資本効率性		職務の達成度

- ・「①会社業績係数1」は、連結営業利益額の通期実績の絶対額をもとに係数を決定します。
(営業利益100億円以上125億円未満の場合を係数1.0とする)
- ・「②会社業績係数2」は、事業年度初めに对外公表する連結営業利益額の通期見通しの値を目標値
(係数1.00の水準)とし、これに対する達成度をもとに係数を決定します。
- ・「③資本効率係数」は、連結ROICの水準に応じて、係数を決定します。
- ・「④個人評価係数」は、各役員に委嘱された職務の達成度を指名・報酬委員会が評価し、その評価の結果に応じて係数を決定します。
- ・なお、各事業年度初めに連結営業利益の通期見通しを公表しなかった場合等、上記決定方法が適用できない場合は、指名・報酬委員会が協議のうえ取締役会にて業績連動報酬額を決定します。

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、経営理念に立脚し、ESG（環境・社会・ガバナンス）各領域の諸施策を推進することを通じて「世界に貢献する企業になる」ことをサステナビリティの基本方針としています。

この基本方針のもと、株主・お客様・従業員・社会からの期待と信頼にお応えし、当社グループが持続的に成長していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の重要課題の一つと認識し、継続的にその取組みを進めております。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、執行役員制度を拡充したうえで業務執行を執行役員に委譲するなど、取締役会による迅速な意思決定と業務執行の監督機能強化を図っております。

1. 取締役会

自動車部品業界でグローバルに事業活動を進める当社において、迅速かつ適切な意思決定と経営に対する監督を行うため、社内及び社外から豊富な経験と高度な専門性、高い見識を有する者を取締役に選任しております。取締役会は、経営の重要事項及び法定事項について、審議のうえ決議しております。

取締役会の構成は、当社の事業及び業界動向に精通した社内取締役に、多様な経験・見識・価値観を備える社外取締役を加えた構成とすることが、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性、実効性等の面でも最善の体制であると考えております。本総会にご提案いたしております第2号議案が原案どおり承認可決された場合には、取締役会は、独立社外取締役3名を含む5名の取締役に構成されます。独立社外取締役は、弁護士1名（男性）、他社での経営経験を有する者2名（男性・女性）となります。

2. 監査役会

監査役会は、独立した内部監査部門である監査部の実施する業務監査並びに内部統制監査に係る進捗及び結果報告を適宜求めるとともに、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行並びに取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、本総会終了後も変更ございません。

3. その他任意の会議体

- (1) 代表取締役及び事業統括本部、開発事業本部、日本事業本部、北米事業本部、中国事業本部、アジア事業本部、監査部の各長を中心に構成される経営会議が、業務執行に係る重要事項について事前審議のうえ取締役会に上程、又は権限の範囲内で決議し取締役会に報告する体制とすることで、取締役会の意思決定の効率化、迅速化を図っております。
- (2) 社外取締役と監査役との相互連携を確保するため、独立役員と常勤監査役で構成される独立役員情報交換会を月度で開催しています。独立役員情報交換会では、当社グループの事業状況を常勤監査役又は必要に応じて関係部門長が説明するほか、独立役員相互の意見交換を通じて認識共有を図っております。
- (3) 報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において当社の役員の報酬等の額を最終協議のうえ決定しております。また、役員の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

4. 独立性基準

当社は、独立社外役員（取締役及び監査役）の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外役員に指定するための基準としております。

5. 取締役・監査役候補者の指名の方針

取締役候補者については、豊富な経験と高度な専門性、高い見識及び倫理観を有すること等の観点から総合的に検討し選任又は指名しております。取締役候補者の選任又は指名については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決定します。

監査役候補者については、財務・会計・法務に関する知見や当社事業に関する知識等の観点から検討し指名しております。

6. 取締役会・監査役会の構成

本総会にご提案いたしております第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会及び監査役会の構成は次のとおりとなります。

ふりがな 氏 名	当社における地位	性別	専門性と経験					
			企業経営	営業・マーケティング	製造・技術・研究開発	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル経験
ま ゆみ せい き 真 弓 世 紀	代表取締役 社長執行役員	男性	○	○	○	○		○
おく だ まさ みち 奥 田 正 道	取締役 副社長執行役員	男性	○	○		○		○
まる やま けいいちろう 丸 山 恵一郎	取締役 社外 独立	男性					○	
と どころ くに ひろ 戸 所 邦 弘	取締役 社外 独立	男性	○					○
やま だ あき こ 山 田 彰 子	取締役 社外 独立	女性	○	○	○			○
やま した かず お 山 下 和 雄	常勤監査役	男性				○		○
かわ い ひろ ゆき 河 合 宏 幸	監査役 社外 独立	男性				○		
むら かみ ひろ き 村 上 大 樹	監査役 社外 独立	男性					○	

社外 社外取締役又は社外監査役 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

（「専門性と経験」項目の選定理由）

企業経営	自動車業界をはじめ当社グループを取り巻く環境が大きく変化する中でも持続的に成長するため、企業のマネジメントに従事した経験が必要。
営業・マーケティング	市場ごとに新規顧客を増やし、また自動車以外の事業を拡大するため、マーケティング・営業戦略・ビジネス戦略の立案・実行に従事した経験が必要。
製造・技術・研究開発	変革を続ける自動車業界においてOEMメーカーのニーズに的確に応えていくため、及び中期経営計画に掲げる「利益率の高い製品へ選択と集中」を実現していくため、基幹技術・先進技術の双方の知見が必要。
財務・会計	中期経営計画の経営方針である「ビジネスポートフォリオと事業構造の転換・組み換え」を図るにあたり、経営資源を適正に配分しながら成長戦略を推進するため、財務・会計に関する知見が必要。
法務・リスクマネジメント	顧客・取引先とのアライアンス構築を図るにあたり、国内外の法規制及び契約に関わるリスクに適切に対処するため、及びコンプライアンス遵守の企業基盤を構築するため、法務・リスク管理に関する知見が必要。
グローバル経験	海外売上比率が高い当社の経営を監督するため、及び世界規模で業容を拡大し企業価値を最大化するため、海外現地法人や多国籍企業で成長戦略の策定・企業マネジメントに従事した経験が必要。

1 エイチワングループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済の情勢は、インフレの鎮静化や個人消費の回復などを背景に緩やかな成長トレンドを維持しました。一方で地政学的な緊張の継続や、米国の新政権発足に伴う政策の転換を発端に世界経済の先行きに対する不透明感が増しています。

自動車業界においては、販売台数は世界的には回復基調を維持しましたが、世界最大の中国自動車市場では電気自動車(EV)需要の伸長が目覚ましく、中国EV専業メーカーが販売を伸ばす一方、日本や欧米の自動車メーカーが苦戦を強いられる状況が続きました。

このような環境下、当社グループは2024年5月に新中期経営計画として「Change 2027」を策定し、「ビジネスポートフォリオと事業構造の転換・組み換え」を企図し、グループ経営管理の強化、既存事業の採算性改善、利益率の高い製品へ選択と集中、技術・開発への資源シフトの重点施策に注力してまいりました。

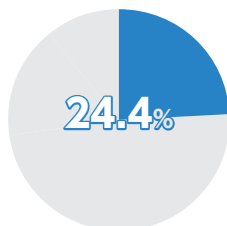
そのような中での当連結会計年度の経営成績は、販売価格の適正化や為替相場が前年同期に比べ円安水準で推移しましたが、主力得意先向けの自動車フレームの生産台数が前期に比べておよそ14%減少したことを主因に売上収益は2,281億45百万円（前期比2.0%減）となりました。利益面では、製造コストの圧縮を図ったことに加え、前期における有形固定資産の減損処理に伴う償却負担減少などにより、売上総利益は317億5百万円（同42.6%増）、前期における減損損失計上の剥落により、営業利益は118億60百万円（前期は営業損失188億26百万円）、税引前利益は108億27百万円（前期は税引前損失193億54百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は107億28百万円（前期は親会社の所有者に帰属する当期損失216億56百万円）となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

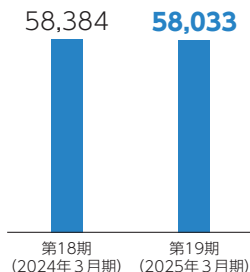
なお、2024年4月に組織体系の見直しを行い、従来の報告セグメント名「アジア・大洋州」を「アジア」に変更しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

日本

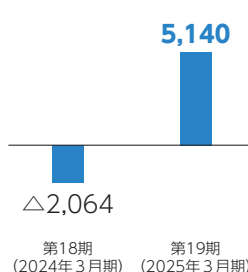
売上収益構成比



売上収益 (単位：百万円)



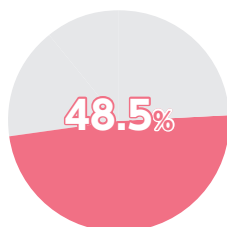
税引前利益 (△は損失) (単位：百万円)



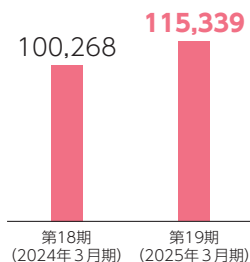
主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて減少したことから、売上収益は580億33百万円（前期比0.6%減）となりました。利益面では、前期の減損損失計上の剥落(65億57百万円)などにより、税引前利益は51億40百万円（前期は税引前損失20億64百万円）となりました。

北米

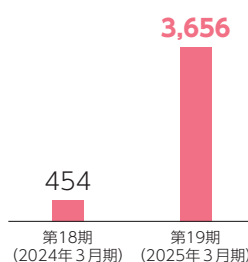
売上収益構成比



売上収益 (単位：百万円)



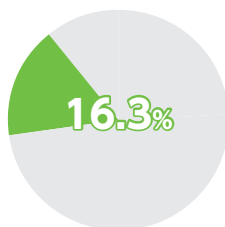
税引前利益 (単位：百万円)



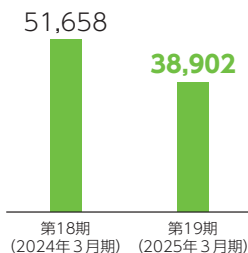
主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて減少しましたが、設備売上の増加や販売価格の適正化、為替相場が円安に推移したことなどから売上収益は1,153億39百万円（前期比15.0%増）となりました。利益面では、人件費高騰などの製造コストの増加などがありましたが、増収効果で補ったことで、税引前利益は36億56百万円（前期は税引前利益4億54百万円）となりました。

中国

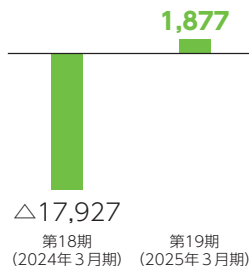
売上収益構成比



売上収益 (単位: 百万円)



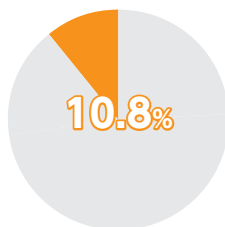
税引前利益 (△は損失) (単位: 百万円)



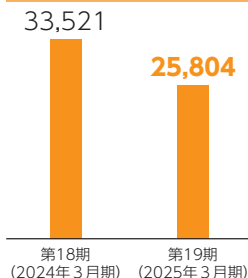
主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて減少したことから、売上収益は389億2百万円（前期比24.7%減）となりました。利益面では、資産効率の最大化を目的に不採算事業の売却処分の方針決定に伴う減損損失の計上（8億87百万円）があったものの、生産台数減少を踏まえた固定費の圧縮を徹底的に図ったことや、前期に計上した減損損失の剥落（151億68百万円）などにより、税引前利益は18億77百万円（前期は税引前損失179億27百万円）となりました。

アジア

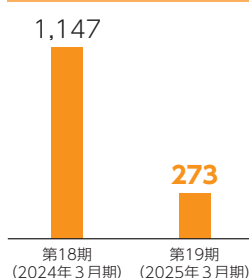
売上収益構成比



売上収益 (単位: 百万円)



税引前利益 (単位: 百万円)



主力得意先向けの自動車フレームの生産量が前期に比べて減少したことから、売上収益は258億4百万円（前期比23.0%減）となりました。利益面では、製造コストの圧縮に努めたことや前期に計上した減損損失の剥落（5億円）などがありましたが減収影響を補えず、税引前利益は2億73百万円（同76.1%減）となりました。

なお、アジアには子会社のH-ONE India PVT., Ltd.の業績が含まれますが、同社の株式を2025年3月に譲渡した関係で、当連結会計年度では連結除外日までの実績を計上しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、17,055百万円であり、そのうち当連結会計年度中に完成した主なものは次のとおりであります。

① 株式会社エイチワン

事業所名	設備の内容
亀山工場	生産関連設備
前橋工場	生産関連設備

② 子会社

会社名	設備の内容
KTH Parts Industries, Inc.	生産関連設備
Kalida Manufacturing, Inc.	生産関連設備
KTH Leesburg Products, LLC.	生産関連設備
KTH Shelburne Manufacturing, Inc.	生産関連設備
広州愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
清遠愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
武漢愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
肇慶愛機汽车配件有限公司	生産関連設備
武漢愛機新能源汽车有限公司	生産関連設備
H-ONE Parts (Thailand) Co., Ltd.	生産関連設備
H-ONE Parts Sriracha Co., Ltd.	生産関連設備
PT. H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIA	生産関連設備

(3) 資金調達の状況

当社グループは、主に金融機関からの借入れによる資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

次期の世界経済は緩やかな成長を続けると予想され、自動車業界においては、引き続き電動化の潮流は変わらず、さらなる自動運転技術などの進展が継続するものと予想しておりますが、米国の追加関税による影響や、地政学リスクの動向も懸念材料であり、先行きの不確実性が高まっております。

当社グループでは、強みとする研究から量産までの一貫体制による開発力及び生産力（自動車フレームの性能解析や金型技術、超ハイテン材のプレス・溶接加工技術）に関する多岐にわたる技術を基軸に、急速な変化にも即応しながらゆるぎない成長を遂げていくための戦略基盤となる、2030年を最終年とする長期ビジョン「2030年VISION」を策定し、2024年度を初年度とする中期経営計画「Change 2027」（2024年4月～2027年3月）とともに、当社グループの中長期経営方針として掲げ、企業としての持続的成長の実現とともに、持続的に成長する社会の実現へ貢献、新たな価値を提供できる企業として事業成長を遂げてまいります。

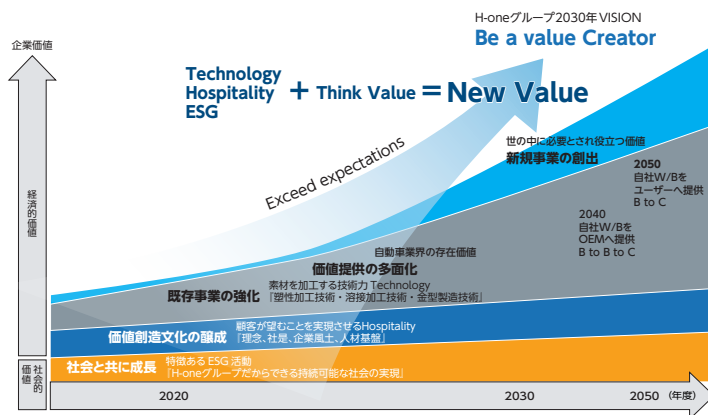
◇2030年VISION

2030年VISION：「Be a Value Creator（価値創造者になる）」

コーポレートスローガン：「Exceed expectations（期待を超える）」

※ なお、2030年VISIONに関して、当社グループのコア・コンピタンス（強み・魅力）を「テクノロジー（お客様のニーズを具現化するものづくり技術）」と「ホスピタリティ（お客様のニーズをお客様と一緒に実現する）」と定義しております。

2030年VISIONに向けて当社グループは、ESGの取組みと価値創造文化の醸成を基盤に、既存事業の強化と新商品の開発を進めてまいります。そして、当社グループのコア・コンピタンスとESGを礎としつつこれに全員の「Think Value」を加え、新たな価値を生み出してまいります。そのプロセスでは、自動車業界で存在感を示すとともに、社会に必要とされそして社会に役立つ価値を創出し、これらを通じて期待を超える「Value Creator」を目指しております。



◇Change 2027（2024年4月～2027年3月）

経営方針：ビジネスポートフォリオと事業構造の転換・組み換え

重点施策：

グループ 経営管理 の強化	経営スピードと グループガバナンス の強化	・事業本部制を採用し、事業毎の収益責任と権限を明確化 ・経営陣がより重要な事項の審議に注力できる組織体制へ
	投資効率の向上 とリスク評価	・投下資本利益率を意識した経営指標 ・投資判断に特化した諮問・意思決定機関を新設
既存事業の 採算性改善 技術・ 開発への 資源シフト 利益率の 高い製品へ 選択と集中	固定費削減と 販売価格の適正化	・溶接ラインの統廃合 等の生産体制見直し、余剰資産の売却 ・人件費高騰、インフレ等の環境変化に対する適正な価格転嫁
	業務プロセス改革	・業務の取捨選択でリーンな体質にし、新規事業取組へリソースを再配置 ・DXによる業務効率の改善
	燃料電池用製品 (新規事業)の 受注拡大	・精密プレス加工技術を活かした燃料電池用製品へ注力し、リソースを優先配分
	高付加価値製品 の受注拡大	・強みを活かした金属素材等への置換えによる製品の量産化 ・市場毎の新規OEM取引増加
	利益効果の 最大化	・製品と事業の選択と集中

経営指標：

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
営業利益	110億円	135億円	160億円
投下資本利益率（ROIC）	7%以上		

なお、同期間の売上収益及びROEは次のとおり計画しております。

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上収益	2,300億円	2,200億円	2,400億円
親会社所有者帰属持分 当期利益率（ROE）	10%以上		

② 会社の対処すべき課題

(収益力の強化)

技術価値に見合った適正な製品価格設定に努めるとともに、省人化等の原価低減策を推進し収益力を強化してまいります。特に重要地域である北米及び中国地域拠点の収益力強化に注力してまいります。

(主力得意先向け売上の確保と拡販に向けた取組み)

主力得意先の新車種開発の早期から技術提案営業を進め新規部品の受注獲得を目指すとともに、既生産部品の継続受注を図ります。拡販においても技術提案営業のほか当社グループの供給体制を活かし、国内外で受注活動を積極的に進めてまいります。また、金型や鋳物についても受注拡大とこれまでに培ってきた技術や知見を活かした自動車フレームの受注活動を進めてまいります。

(新技術及び新商品の開発推進)

自動車フレームの製造で培った優れた技術とアイデアで夢のある技術開発や商品開発を進め、より多くのお客様に新たな価値を提供し売上収益の拡大を図ってまいります。

(サステナビリティの強化)

環境やLCAに配慮した生産活動や環境に配慮した活動に積極的に取り組み、脱炭素社会の実現を目指し、地球環境保全へ貢献してまいります。

また、女性の新規採用者における比率の向上や管理職への登用をはじめとした、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進、男性の育児休業取得を推進するワークライフバランスへの取組み、安全で働きやすい職場環境づくり、健康経営、人権に関する取組み、ガバナンス強化などESG各領域の施策を推進し、サステナビリティを強化してまいります。

(品質高位安定化)

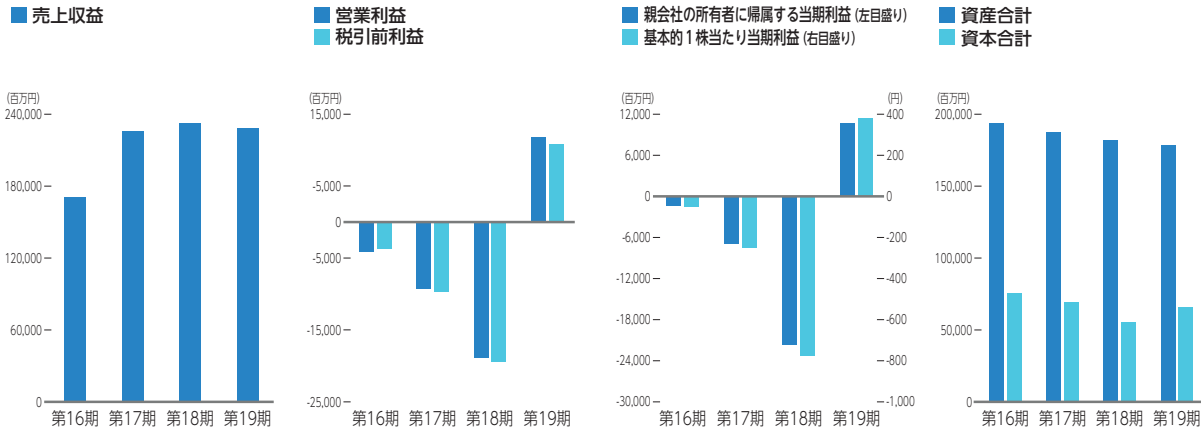
お客様の期待を超える品質水準の達成、安定化に取り組んでまいります。

(人材開発)

グローバルに活躍できる人材の採用、育成、選抜に向けた諸施策を国内外で進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



		第16期 (2022年3月期)	第17期 (2023年3月期)	第18期 (2024年3月期)	第19期 (2025年3月期)
		IFRS			
売上収益	(百万円)	170,588	225,511	232,730	228,145
営業利益 (△は損失)	(百万円)	△4,046	△9,270	△18,826	11,860
税引前利益 (△は損失)	(百万円)	△3,714	△9,742	△19,354	10,827
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失)	(百万円)	△1,390	△6,993	△21,656	10,728
基本的1株当たり当期利益 (△は損失)	(円)	△49.50	△249.25	△774.64	382.82
投下資本利益率 (ROIC)	(%)	△0.2	△3.4	△11.9	7.1
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	(%)	△2.0	△9.9	△35.0	18.0
資産合計	(百万円)	193,980	187,315	181,597	178,534
負債合計	(百万円)	118,373	118,395	126,041	112,992
資本合計	(百万円)	75,606	68,919	55,555	65,541
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,593.80	2,455.61	1,972.94	2,281.30

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(6) 重要な子会社及び関連会社等の状況 (2025年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
KTH Parts Industries, Inc.	アメリカ オハイオ州	千米ドル 114,449	60.66%	自動車部品の製造及び販売
Kalida Manufacturing, Inc.	アメリカ オハイオ州	千米ドル 5,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
KTH Leesburg Products, LLC.	アメリカ アラバマ州	千米ドル 23,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
KTH Shelburne Manufacturing, Inc.	カナダ オンタリオ州	千加ドル 40,000	100.00 (75.00)	自動車部品の製造及び販売
広州愛機汽車配件有限公司	中国 広東省	千人民元 161,314	100.00	自動車部品の製造及び販売
清遠愛機汽車配件有限公司	中国 広東省	千人民元 60,172	100.00 (67.00)	自動車部品の製造及び販売
武漢愛機汽車配件有限公司	中国 湖北省	千人民元 106,556	100.00 (76.58)	自動車部品の製造及び販売
肇慶愛機汽車配件有限公司	中国 広東省	千人民元 50,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
武漢愛機新能源汽车有限公司	中国 湖北省	千人民元 150,000	100.00 (100.00)	自動車部品の製造及び販売
H-ONE Parts (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ県	千バーツ 340,000	95.75	自動車部品の製造及び販売
H-ONE Parts Sriracha Co., Ltd.	タイ チョンブリ県	千バーツ 950,000	100.00	自動車部品の製造及び販売
PT. H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIA	インドネシア カラワン県	百万インド ネシアルピア 1,004,211	87.63	自動車部品の製造及び販売

- (注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 上記の重要な子会社12社を含め、当連結会計年度の連結子会社は13社であります。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 4. 前連結会計年度末において連結子会社であったH-ONE India PVT., Ltd.は、当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
G-ONE AUTO PARTS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ グアナファト州	千墨ペソ 893,384	50.00	自動車部品の製造及び販売
東風愛機汽車プレス部品有限公司	中国 湖北省	千人民元 248,500	50.00 (25.00)	自動車部品の製造及び販売

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

③ その他の関係会社の状況

本田技研工業株式会社は、当社株式を6,055千株（議決権比率21.35％）保有しており、当社は同社の関連会社であります。

当社は、同社に当社製品を販売し、継続的で緊密な事業上の関係にあります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、自動車部品関連事業及びその他事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

① 自動車部品関連事業

自動車用の車体骨格部品及びそれに伴う金型・溶接設備等の製造、販売を行っております。

② その他事業

その他金属製品等の製造、販売を行っております。

(8) 主な事業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 株式会社エイチワンの主要な事業所

名称		所在地
本社		埼玉県さいたま市大宮区
日本事業本部	亀山工場	三重県亀山市
	前橋工場	群馬県前橋市
	郡山工場	福島県郡山市
開発事業本部	商品開発センター	栃木県芳賀町
	開発技術センター	福島県郡山市

② 子会社の事業所

・アメリカ	オハイオ州、アラバマ州	・カナダ	オンタリオ州
・中国	広東省、湖北省	・タイ	アユタヤ県、チョンブリ県
・インドネシア	カラワン県		

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① エイチワングループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,449名	729名減

- (注) 1. 従業員数は就業人数（当社グループからグループ外部への出向者を除き、グループ外部からの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者は含んでおりません。また、連結会計年度末日における退職者を含めております。
2. 従業員数減少の主な理由は、生産量の変化に呼応したものであります。

② 株式会社エイチワンの従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,141名	86名減	45.9歳	22.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者は含んでおりません。また、連結会計年度末日における退職者を含めております。
2. 従業員数減少の主な理由は、前事業年度における希望退職制度の実施に伴うものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	13,192百万円
株式会社みずほ銀行	12,630
株式会社三菱UFJ銀行	10,436
株式会社埼玉りそな銀行	10,009
株式会社群馬銀行	7,487

(11) 事業の譲渡・合併等企業再編行為等

当社は、2025年3月27日をもって、当社の連結子会社であるH-ONE India PVT., Ltd.の事業をBelrise Industries Ltd.に譲渡いたしました。

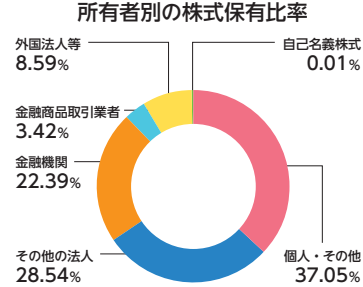
(12) その他エイチワングループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式会社エイチワンの現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	63,000,000株
② 発行済株式の総数	28,392,830株
③ 株主数	13,340名
④ 大株主	



株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	6,055千株	21.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,677	9.43
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,167	4.11
エイチワン従業員持株会	1,041	3.67
株式会社埼玉りそな銀行	780	2.75
J F E 商事株式会社	727	2.56
中 條 祐 子	485	1.71
平 田 宇 理	479	1.69
株式会社三井住友銀行	382	1.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	369	1.30

- (注) 1. 持株比率は自己株式数（1,904株）を控除して計算しております。
2. 当社は株式給付信託（BBT）制度を導入しておりますが、上記自己株式数には、株式給付信託（BBT）制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式336千株は含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	65,000株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2 (3) ⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	真 弓 世 紀	事業統括本部 本部長
取締役 常務執行役員	渡 邊 浩 行	日本事業本部 本部長 (兼) 事業管理担当 (兼) 東日本統括部 統括部長
取締役 常務執行役員	奥 田 正 道	事業統括本部 経営企画・情報システム・経理担当
取締役 社外 独立	丸 山 恵一郎	名川・岡村法律事務所 副所長 学校法人東京音楽大学 理事長
取締役 社外 独立	戸 所 邦 弘	富士倉庫運輸(株) 取締役会長
取締役 社外 独立	山 本 佐和子	
常勤監査役	山 下 和 雄	
監査役 社外 独立	河 合 宏 幸	河合公認会計士・税理士事務所 所長 (株)大戸屋ホールディングス 社外取締役監査等委員
監査役 社外 独立	村 上 大 樹	村上大樹法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役 丸山恵一郎氏、戸所邦弘氏及び山本佐和子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 河合宏幸氏及び村上大樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山下和雄氏は、当社での経理部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 河合宏幸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役 丸山恵一郎氏、戸所邦弘氏及び山本佐和子氏並びに社外監査役 河合宏幸氏及び村上大樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中における担当及び重要な兼職の異動
監査役 河合宏幸氏は、2024年6月26日付で、カップ・クリエイト株式会社の社外取締役監査等委員を退任しました。
7. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任事由
代表取締役	金 田 敦	2024年6月26日	任期満了
取締役 専務執行役員	太 田 清 文	2024年6月26日	任期満了

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める限度まで同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合に負担する法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補されない等の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

（役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針等）

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を含む、役員報酬に関する事項については、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会にて決議しております。また、報酬等の額の算定方法の決定に関する方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の事前審議を経て取締役会が決議いたします。

当該方針を踏まえた当社の取締役及び監査役の報酬等の体系は、次のとおりであります。

報酬の種類	基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (金銭報酬)	中長期インセンティブ報酬 (株式報酬)
支給対象	社内取締役 社外取締役 監査役	社内取締役 —	社内取締役 —
上限額等	取締役 年額200百万円以内 監査役 年額 40百万円以内		3事業年度ごとに 300百万円以内（350,400株以内）
報酬の内容	・株主総会で決議された上限額の範囲内において、具体的な配分は役員報酬規程に基づき計算のうえ指名・報酬委員会において決定しております。 ・臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合は、指名・報酬委員会にて協議のうえ取締役会にて決定しております。		・役員株式給付規程に従って対象者にポイントを付与。取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイント数に応じた当社株式を給付しております。
支給時期	毎月		原則として退任時

(注) 1. 社内取締役の年間報酬に占める上記3つの報酬の割合は、役位別に定めており、役位が高いほど業績連動報酬の割合が高くなるように設計しております。

2. 具体的な報酬水準は、人事院による「民間企業の役員報酬（給与）調査結果」や民間専門機関の役員報酬サーベイを参考に設定しております。

(当事業年度に係る報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

取締役会は、当事業年度における役員報酬等について、その決定方法及び決定された内容・額が上記の方針と整合していることや、指名・報酬委員会での審議が尊重されていることを確認しております。また、2024年7月から2025年6月までの期間を対象とした役員報酬の減額については、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合として、指名・報酬委員会でも審議のうえ取締役会で決定していることを確認しております。以上を踏まえ、取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員につきましては、下記「d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載しております。

a. 業績連動報酬等に関する事項

(業績連動報酬の額の算定方法、算定の基礎として選定した業績指標等)

当社の「業績連動報酬」は、役位別の業績連動報酬基準額に、業績係数を乗じて算出しております。

業績連動報酬 (金銭報酬)	=	役位別の 業績連動報酬基準額	×	業績係数
------------------	---	-------------------	---	------

- ・「役位別の業績連動報酬基準額」は、役員報酬規程に定める報酬テーブルに基づき、役位に従って額が一律に決定されます。
- ・「業績係数」は、前事業年度の業績等に基づき、次の4つの要素から決定されます。

業績係数	=	① 会社業績係数	±	② 前期比調整	±	③ 資本効率調整	±	④ 個人評価調整
(基礎とする指標)		連結税引前利益		連結税引前利益		連結ROE		—
(評価の観点)		収益性		成長性		資本効率性		職務の達成度

- ・「①会社業績係数」は、事業年度初めに对外公表する連結税引前利益（額）の通期見通しの値を目標値（係数1.00の水準）とし、これに対する達成度をもとに係数を決定します。
- ・「②前期比調整」は、連結税引前利益（額）の前期比増減に応じて、係数の加減算を行います。
- ・「③資本効率調整」は、連結ROE（親会社所有者帰属持分利益率）の水準に応じて、係数の加減算を行います。
- ・「④個人評価調整」は、各役員に委嘱された職務の達成度を指名・報酬委員会が評価し、その評価の結果に応じて係数の加減算を行います。
- ・なお、各事業年度初めに連結税引前利益の通期見通しを公表しなかった場合等、上記決定方法が適用できない場合は、指名・報酬委員会でも協議のうえ取締役会にて業績連動報酬額を決定しております。

(業績指標の選定理由)

当社は、収益性指標である連結税引前利益を業績連動報酬の評価指標に採用し、加えて連結税引前利益の前期比増減と連結ROEに基づいた調整を加味することで、成長性と資本効率性の観点も取り入れた経営のインセンティブが働くと考えております。

また、役員個人の業績評価を業績連動報酬の評価項目に採用することで、各役員の職務の達成度を報酬額に反映することができると考えております。

当事業年度を含む連結税引前利益及び連結ROEの推移は、事業報告「1 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

b. 非金銭報酬等の内容

「中長期インセンティブ報酬」として、株式給付信託（BBT）制度による株式報酬を採用しております。これは、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度です。対象者が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象者の退任時です。

当事業年度中における株式の交付状況は、事業報告「2 (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

c. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議の内容及び決議時点の員数は次のとおりです。

役員区分	報酬の種類	株主総会決議年月日	決議の内容	決議時点の員数
取締役	金銭報酬	1991年 6月26日	年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。	取締役 9名
	株式報酬	2021年 6月23日	2017年3月で終了する事業年度から2019年3月で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という）及びその後の各対象期間に関して対象期間ごとに300百万円（うち取締役分100百万円）を上限として信託に拠出する。 当該資金を原資として、各対象期間について信託が取得する当社株式数の上限を350,400株とする。 また、当社の役員株式給付規程に基づき、取締役等（社外取締役を除く）に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は116,800ポイント（うち取締役分38,900ポイント）を上限とする。	取締役 4名 （社外取締役を除く）
監査役	金銭報酬	1991年 6月26日	年額40百万円以内	監査役 1名

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。

委任した理由は、複数人かつ取締役会から独立した社外取締役の関与により、報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するためであります。

指名・報酬委員会の当該権限が適切に行使されるようにするため、報酬の算定基準は役員報酬規程及び指名・報酬委員会規程に定めているほか、臨時的に役員報酬規程と異なる取扱いを行う場合には、指名・報酬委員会において協議のうえ取締役会において決定することとしています。

2025年3月31日現在の指名・報酬委員会の構成員は、代表取締役社長執行役員 真弓世紀、取締役常務執行役員 奥田正道、社外取締役 丸山恵一郎、同 戸所邦弘、同 山本佐和子であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	88百万円	66百万円	7百万円	15百万円	5名
監査役 (社外監査役を除く)	17	17	－	－	1
社外取締役	12	12	－	－	3
社外監査役	7	7	－	－	2

(注) 1. 株式給付信託報酬欄に記載の金額は、役員株式給付引当金繰入額であります。
2. 上表には、2024年6月26日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	丸 山 恵一郎	12回/12回	－	弁護士としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に内部通報・訴訟を含む当社グループのコンプライアンスの取組みについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	戸 所 邦 弘	12回/12回	－	経営経験者としての専門的見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の進捗及び成長戦略の実行について提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	山 本 佐和子	12回/12回	－	企業法務の専門家としての専門的な見地から、取締役会において積極的な発言を行っており、特に当社グループの事業計画の実行に関わる取引・アライアンスについて提言と助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役	河 合 宏 幸	12回/12回	14回/14回	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループの内部統制及び経理財務について助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。
社外監査役	村 上 大 樹	12回/12回	14回/14回	弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っており、特に当社グループのコンプライアンスの体制・取組みについて助言を行うなど、業務執行に対する適切な監督を行っております。

ロ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況		当社との関係
		兼職先	兼任の職務	
社外取締役	丸 山 恵一郎	名川・岡村法律事務所	副所長	当社と顧問契約等の取引があります。
		学校法人東京音楽大学	理事長	特別な関係はありません。
社外取締役	戸 所 邦 弘	富士倉庫運輸(株)	取締役会長	当社と物品の保管及び寄託等に関する取引があります。
社外取締役	山 本 佐和子	－	－	－
社外監査役	河 合 宏 幸	河合公認会計士・税理士事務所	所長	特別な関係はありません。
		(株)大戸屋ホールディングス	社外取締役監査等委員	特別な関係はありません。
社外監査役	村 上 大 樹	村上大樹法律事務所	所長	特別な関係はありません。

ハ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183

- (注) 1. 当社の子会社は当社の会計監査人以外の監査人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
4. 会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が1百万円あります。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人と同一のネットワークに属しているEY税理士法人に対して、移転価格のアドバイザリー業務に基づく報酬を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合による場合のほか、会計監査人としての適格性及び信頼性を損なう事由が生じ、その職務の遂行が困難と認められるときには、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的事項といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間における会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に関して、定款にそれを可能とする定めをいたしておりませんので、該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

当社は、会計監査人との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりませんので、該当事項はありません。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、会計監査人は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれておりませんので、該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき取締役会において決議した内容の概要及び当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスに係る「行動規範」を制定し、生産、技術、本社部門が業務実態に即した「部門行動規範」を策定のうえ、これら規範に則り、法令遵守に取り組むとともに、その実施状況を定期的に検証する。
- ロ. 企業倫理や法令遵守に関する問題について、従業員及び取引先からの通報・提案を受け付ける窓口及び規程を設け、必要な措置を講じる。
- ハ. コンプライアンスオフィサーが委員長を務めるリスク・コンプライアンス委員会が、コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施する。
- ニ. 反社会的勢力との関係遮断を徹底することとし、人事総務部が社内体制を構築、維持するとともに、警察等の外部の専門機関との連携を図る。
- ホ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(運用状況の概要)

コンプライアンス及びステークホルダーの利益の尊重に関して「H-oneグループ行動規範」を制定するとともに、生産、技術、本社部門の業務実態に即した「部門行動規範」を制定しております。

当社グループの事業活動を通じて直接又は間接的に影響を受ける人々の人権を尊重する責任を果たすため「エイチワングループ人権方針」を策定するとともに、内部通報制度を加えた勉強会を全従業員を対象に実施することで、周知を図っております。

国内外での法令遵守の取組みの実施状況を「H-one・CG自己検証」により確認いたしました。

内部通報窓口を当社内及び社外に設置し、従業員及び取引先から通報を受け付けております。これに加えて、海外アソシエイトからの通報を受け付けるグローバル内部通報窓口を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、上記諸施策を企画、推進し、その結果を取締役に報告いたしました。また、内部通報案件に迅速に対応するとともに、その結果を取締役に報告いたしました。

H-oneグループ行動規範には反社会的勢力との関係遮断を定めており、これを基本に据えて人事総務部を所管部署として埼玉県企業暴力対策協議会に加入し情報収集に努めるとともに、本社並びに主要事業所に不当要求防止責任者を選任、配置し外部関係機関との連携を図っております。

コンプライアンスオフィサーが委員長を務めるJ-SOX委員会が、財務報告の信頼性向上に関する諸施策を推進し、財務報告に係る内部統制の体制強化を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等は、IR・ESG・法務部及び経営企画部が法令及び社内規程に定める期間保存する。
- ロ. 取締役及び監査役は、いつでも保存された文書を閲覧することができる。
- ハ. 個人情報保護、機密管理に関する規程を整備し、適切に保存、管理する。

(運用状況の概要)

いずれも法令及び社内規程に従って適切に保存、整備、管理、運用を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 各部門が、その業務の実態に即した様々なリスクを特定、分析し、対応策を講じてその予防に努めるとともに、その実施状況を定期的に検証する。
- ロ. 危機管理規程を定め、有事が発生した際には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

(運用状況の概要)

危機管理の実施状況をH-one・CG自己検証により確認いたしました。また、リスクマネジメントオフィサーが委員長を務めるリスク・コンプライアンス委員会が当社全体に関わるリスクへの対応を推進しております。

大地震をはじめとする大規模災害が発生した場合に重要な事業を可能な限り継続又は早期に復旧させることを目的として、事業継続計画（BCP）を構築しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社組織の事業統括本部、開発事業本部及び日本事業本部には、その本部長及び副本部長の職務を上席執行役員以上の執行役員に重点的に委嘱し、決裁権限を委譲することで意思決定の迅速化を図る。
- ロ. 国内外生産拠点責任者に重点的に執行役員を配し、また、海外拠点を地域に基づく3つの事業本部に区分けし、その事業本部長を上席執行役員以上の執行役員に委嘱し、決裁権限を委譲することでグローバル執行体制の強化と海外事業における意思決定の迅速化を図る。
- ハ. 計画的かつ効率的に事業運営を進めるため、中期経営計画及び年度事業計画を策定し、これらに基づく、全社並びに部門別の実績を取締役会、経営会議等を通じて評価、管理する。
- ニ. 会社の意思決定については、取締役会規程、同付議基準、経営審議体付議基準において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。

(運用状況の概要)

取締役会及び経営会議を月度で開催し、重要性に応じた意思決定を行うとともに、中期及び年度計画の進捗を評価、管理いたしました。

⑤ 当該株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. コンプライアンスオフィサーが、当社及び子会社のコーポレート・ガバナンスの運用並びに強化を推進する。
- ロ. 関係会社管理規程その他関連規程に基づき、関係部門が子会社管理にあたる。
- ハ. 子会社の職務執行状況及び事業状況等を評価、管理する地域経営会議を置く。
- 二. 当社及び子会社の業務執行は各社における社内規程に則るものとし、社内規程については随時見直しを行う。
- ホ. 当社の監査部が、当社及び子会社の業務監査を実施し、検証及び助言等を行う。

(運用状況の概要)

北米・中国・アジアの各事業本部長と当社の経営企画部が連携して関係会社の管理にあたるとともに、当社の監査部は関係会社に対して業務監査を実施しております。

法務機能を有するIR・ESG・法務部が、関係会社での法令遵守の取組み状況をH-one・CG自己検証により把握するとともに、検証結果に対する対策の進捗状況を管理しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

業務監査にあたる監査部が、必要に応じて監査役の職務の補助を行う。また、監査部の人事及び異動、懲戒に際しては、監査役の意見を尊重し、その独立性を確保する。

(運用状況の概要)

監査部は、会社法上の内部統制、財務報告に係る内部統制及び各部門の業務遂行状況についての内部監査を年間を通じて実施しているほか、監査役及び会計監査人と定期的ないし必要に応じて意見交換を行っております。また、監査部は、年2回、各半期ごとの内部監査内容を取締役会及び監査役会に対して報告しており、取締役及び監査役との連携を深めております。

監査部の人員の人事等に関しては、監査役の意見を尊重するなど取締役からの独立性を確保しております。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ. 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反その他これらに準じる事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。
- ロ. 当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(運用状況の概要)

監査役は、取締役会をはじめ経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、J-SOX委員会等に出席することにより取締役及び従業員から必要な報告を受け、取締役の職務の執行及び取締役会の意思決定を中立的かつ客観的に監査しております。また、社外監査役は、取締役会においてそれぞれの専門的見地から適宜発言を行っております。

⑧ **監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(運用状況の概要)

監査役の職務において生じた費用又は債務は、適切かつ速やかに処理いたしました。

⑨ **その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、代表取締役をはじめ各取締役との意見交換を定期的に行う。
- ロ. 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席する。
- ハ. 監査役は、会計監査人との連携・意見交換を定期的に行う。

(運用状況の概要)

監査役は、代表取締役をはじめ各取締役及び上席執行役員以上の執行役員等と、当社が対応すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行いました。また、会計監査人とは半期毎に、会社法及び金融商品取引法に基づく監査・レビュー結果についての報告及び説明を受けております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資 産	
流動資産	86,362
現金及び現金同等物	19,310
営業債権及びその他の債権	36,345
棚卸資産	26,544
その他の金融資産	819
その他の流動資産	3,343
非流動資産	92,171
有形固定資産	68,599
無形資産	574
持分法で会計処理されている投資	8,873
退職給付に係る資産	5,936
その他の金融資産	6,982
繰延税金資産	542
その他の非流動資産	662
資産合計	178,534

科目	金額
負 債	
流動負債	79,020
営業債務	23,432
借入金	41,127
未払法人所得税等	241
その他の金融負債	4,986
その他の流動負債	9,231
非流動負債	33,972
借入金	24,217
退職給付に係る負債	4,108
その他の金融負債	774
繰延税金負債	1,514
その他の非流動負債	3,358
負債合計	112,992
資 本	
親会社の所有者に帰属する持分合計	64,000
資本金	4,366
資本剰余金	12,914
利益剰余金	27,840
自己株式	△239
その他の資本の構成要素	19,117
非支配持分	1,541
資本合計	65,541
負債及び資本合計	178,534

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	228,145
売上原価	△196,440
売上総利益	31,705
販売費及び一般管理費	△17,344
その他の収益	1,099
その他の費用	△3,599
営業利益	11,860
金融収益	608
金融費用	△2,195
持分法による投資利益	554
税引前利益	10,827
法人所得税費用	733
当期利益	11,560
当期利益の帰属	
親会社の所有者	10,728
非支配持分	832
当期利益	11,560

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

区分	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,079
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,149
フリー・キャッシュ・フロー ※	7,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,338
現金及び現金同等物に係る換算差額	△173
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	417
現金及び現金同等物の期首残高	18,892
現金及び現金同等物の期末残高	19,310

(注) フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,771
現金及び預金	6,844
電子記録債権	1,832
売掛金	11,603
製品	226
原材料	471
仕掛品	4,146
貯蔵品	420
前払費用	357
関係会社貸付金	2,325
未収入金	306
その他	237
貸倒引当金	△0
固定資産	48,695
有形固定資産	13,730
建物	3,203
構築物	187
機械及び装置	4,572
車両運搬具	60
工具、器具及び備品	885
土地	3,124
建設仮勘定	1,697
無形固定資産	81
ソフトウェア	73
その他	8
投資その他の資産	34,883
投資有価証券	740
関係会社株式	22,349
出資金	0
関係会社出資金	5,180
前払年金費用	1,665
長期前払費用	168
関係会社貸付金	4,671
長期未収入金	99
繰延税金資産	19
その他	84
貸倒引当金	△97
資産合計	77,467

科目	金額
負債の部	
流動負債	28,949
買掛金	4,551
短期借入金	10,200
1年内返済予定の長期借入金	10,204
リース債務	8
未払金	1,501
未払費用	400
未払法人税等	118
未払消費税等	45
前受金	653
預り金	49
賞与引当金	1,118
役員株式給付引当金	73
その他	24
固定負債	13,702
長期借入金	13,527
リース債務	32
長期未払金	3
役員株式給付引当金	72
資産除去債務	14
その他	51
負債合計	42,651
純資産の部	
株主資本	33,276
資本金	4,366
資本剰余金	13,466
資本準備金	13,363
その他資本剰余金	103
利益剰余金	15,682
利益準備金	261
その他利益剰余金	15,420
配当準備積立金	1,212
別途積立金	11,221
繰越利益剰余金	2,987
自己株式	△239
評価・換算差額等	1,538
その他有価証券評価差額金	1,538
純資産合計	34,815
負債・純資産合計	77,467

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	58,028
売上原価	44,990
売上総利益	13,037
販売費及び一般管理費	7,221
営業利益	5,815
営業外収益	1,101
受取利息	280
受取配当金	663
貸倒引当金戻入額	1
その他	157
営業外費用	1,145
支払利息	346
為替差損	263
貸倒引当金繰入額	97
雑損失	438
経常利益	5,772
特別利益	2
固定資産売却益	0
その他	1
特別損失	1,877
固定資産廃棄損	85
関係会社株式売却損	1,792
税引前当期純利益	3,896
法人税、住民税及び事業税	△381
法人税等調整額	953
当期純利益	4,468

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社エイチワン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 彰 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイチワンの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社エイチワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社エイチワン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 彰 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイチワンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社エイチワン 監査役会

常勤監査役 山 下 和 雄 ㊞

社外監査役 河 合 宏 幸 ㊞

社外監査役 村 上 大 樹 ㊞

株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県さいたま市中央区新都心3-2

THE MARK GRAND HOTEL 4階 THE MARK ROOM

会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください

交通

JR宇都宮線・高崎線、JR京浜東北線 さいたま新都心駅 下車 徒歩約10分

